



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年 9月30日金曜日 第2306号外 1

◇ 目 次 ◇ 規 則

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則及び障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則..... 1

規 則

○愛媛県規則第38号

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則及び障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年 9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則及び障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

（児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部改正）

第 1 条 児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則（昭和41年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表第 1（第 4 条関係） 徴収金基準額表（扶養義務者用）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="padding: 2px;">省略</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">備考</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">1～5 省略</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">6 世帯の階層がB階層と認定された措置児童等の属する世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、零円とする。</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(1)・(2) 省略</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(3) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯（次に掲げる障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された障害児若しくは障害者、法第24条の2の規定により障害児施設を利用する障害児、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項又は第14項から第16項までのサービスに係る介護給付費等の支給を受ける者に限る。）又は同法_____附則第22条の特定旧法受給者を除く。）で在宅のものを有する世帯をいう。）ア～エ 省略</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(4) 省略</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">7 同一世帯から2人以上の措置児童等が入所している場合においては、その月の措置費等の徴収金基準額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等については、その施設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じて得た額をもつてその措置児童等の徴収金基準額とする。ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第24条の2に規定する障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立</td></tr> </table>	省略	備考	1～5 省略	6 世帯の階層がB階層と認定された措置児童等の属する世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、零円とする。	(1)・(2) 省略	(3) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯（次に掲げる障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された障害児若しくは障害者、法第24条の2の規定により障害児施設を利用する障害児、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項又は第14項から第16項までのサービスに係る介護給付費等の支給を受ける者に限る。）又は同法_____附則第22条の特定旧法受給者を除く。）で在宅のものを有する世帯をいう。）ア～エ 省略	(4) 省略	7 同一世帯から2人以上の措置児童等が入所している場合においては、その月の措置費等の徴収金基準額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等については、その施設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じて得た額をもつてその措置児童等の徴収金基準額とする。ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第24条の2に規定する障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立	<p>別表第 1（第 4 条関係） 徴収金基準額表（扶養義務者用）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="padding: 2px;">省略</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">備考</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">1～5 省略</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">6 世帯の階層がB階層と認定された措置児童等の属する世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、零円とする。</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(1)・(2) 省略</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(3) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯（次に掲げる障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された障害児若しくは障害者、法第24条の2の規定により障害児施設を利用する障害児、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第5項、第6項、第13項から第15項まで_____のサービス_____に限る。）又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）で在宅のものを有する世帯をいう。）ア～エ 省略</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(4) 省略</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">7 同一世帯から2人以上の措置児童等が入所している場合においては、その月の措置費等の徴収金基準額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等については、その施設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じて得た額をもつてその措置児童等の徴収金基準額とする。ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第24条の2に規定する障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立</td></tr> </table>	省略	備考	1～5 省略	6 世帯の階層がB階層と認定された措置児童等の属する世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、零円とする。	(1)・(2) 省略	(3) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯（次に掲げる障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された障害児若しくは障害者、法第24条の2の規定により障害児施設を利用する障害児、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第5項、第6項、第13項から第15項まで_____のサービス_____に限る。）又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）で在宅のものを有する世帯をいう。）ア～エ 省略	(4) 省略	7 同一世帯から2人以上の措置児童等が入所している場合においては、その月の措置費等の徴収金基準額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等については、その施設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じて得た額をもつてその措置児童等の徴収金基準額とする。ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第24条の2に規定する障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立
省略																	
備考																	
1～5 省略																	
6 世帯の階層がB階層と認定された措置児童等の属する世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、零円とする。																	
(1)・(2) 省略																	
(3) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯（次に掲げる障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された障害児若しくは障害者、法第24条の2の規定により障害児施設を利用する障害児、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項又は第14項から第16項までのサービスに係る介護給付費等の支給を受ける者に限る。）又は同法_____附則第22条の特定旧法受給者を除く。）で在宅のものを有する世帯をいう。）ア～エ 省略																	
(4) 省略																	
7 同一世帯から2人以上の措置児童等が入所している場合においては、その月の措置費等の徴収金基準額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等については、その施設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じて得た額をもつてその措置児童等の徴収金基準額とする。ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第24条の2に規定する障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立																	
省略																	
備考																	
1～5 省略																	
6 世帯の階層がB階層と認定された措置児童等の属する世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、零円とする。																	
(1)・(2) 省略																	
(3) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯（次に掲げる障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された障害児若しくは障害者、法第24条の2の規定により障害児施設を利用する障害児、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第5項、第6項、第13項から第15項まで_____のサービス_____に限る。）又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）で在宅のものを有する世帯をいう。）ア～エ 省略																	
(4) 省略																	
7 同一世帯から2人以上の措置児童等が入所している場合においては、その月の措置費等の徴収金基準額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等については、その施設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じて得た額をもつてその措置児童等の徴収金基準額とする。ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第24条の2に規定する障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立																	

支援法第5条第8項の児童デイサービスを利用している場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における措置児童等に係る徴収金基準額が、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について(平成19年12月18日付け厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)(以下「1218002号通知」という。))の別表4 1 障害児施設徴収金基準額表(扶養義務者用)に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第24条の2に規定する障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に規定する日前の法に基づく1218002号通知の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は零円とする。

8～10 省略

注 省略

支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における措置児童等に係る徴収金基準額が、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について(平成19年12月18日付け厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)(以下「1218002号通知」という。))の別表4 1 障害児施設徴収金基準額表(扶養義務者用)に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第24条の2に規定する障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に規定する日前の法に基づく1218002号通知の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は零円とする。

8～10 省略

注 省略

(障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第2条 障害者自立支援法施行細則(平成18年愛媛県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																									
様式第2号(第2条、様式第3号関係) 指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・指定相談支援事業者)指定(更新)申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">省略</div> 注 省略 別紙1 (その1) 居宅介護事業者等の指定に係る審査事項 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">省略</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">主</td> <td style="width: 20px;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">な</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">業</td> <td>居宅介護</td> </tr> <tr> <td>【 身体介護(身体介護 通院介助) 家事援助(家事援助 通院介助) 乗降介助】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">掲</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">示</td> <td>重度訪問介護 同行援護 行動援護</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主た</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>		主	省略		な	業	居宅介護	【 身体介護(身体介護 通院介助) 家事援助(家事援助 通院介助) 乗降介助】	掲	示	重度訪問介護 同行援護 行動援護		事			項			主た	省略		様式第2号(第2条、様式第3号関係) 指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・指定相談支援事業者)指定(更新)申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">省略</div> 注 省略 別紙1 (その1) 居宅介護事業者等の指定に係る審査事項 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">省略</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">主</td> <td style="width: 20px;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">な</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">業</td> <td>居宅介護</td> </tr> <tr> <td>【 身体介護(身体介護 通院介助) 家事援助(家事援助 通院介助) 乗降介助】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">掲</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">示</td> <td>重度訪問介護 同行援護 行動援護</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主た</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>		主	省略		な	業	居宅介護	【 身体介護(身体介護 通院介助) 家事援助(家事援助 通院介助) 乗降介助】	掲	示	重度訪問介護 同行援護 行動援護		事			項			主た	省略	
主	省略																																										
な	業	居宅介護																																									
		【 身体介護(身体介護 通院介助) 家事援助(家事援助 通院介助) 乗降介助】																																									
掲	示	重度訪問介護 同行援護 行動援護																																									
事																																											
項																																											
主た	省略																																										
主	省略																																										
な	業	居宅介護																																									
		【 身体介護(身体介護 通院介助) 家事援助(家事援助 通院介助) 乗降介助】																																									
掲	示	重度訪問介護 同行援護 行動援護																																									
事																																											
項																																											
主た	省略																																										

る対 象者	重度訪問 介護	特定なし 加算対象者以外
	同行援護	特定なし 身体障害者 障害児
	省略	
省略		

注 省略

(その2) 出張所用の審査事項

省略			
主 な 掲 示 事 項	省略		
	事業 内容	居宅介護 【 身体介護（ 身体介護 通院介助） 家事援 助（ 家事援助 通院介助） 乗降介助】 重度訪問介護 同行援護 行動援護	
	主た る対 象者	省略	
		重度訪問 介護	特定なし 加算対象者以外
		同行援護	特定なし 身体障害者 障害児
省略			
省略			

注 省略

別紙2～別紙14 省略

る対 象者	重度訪問 介護	特定なし 加算対象者以外
	省略	
	省略	

注 省略

(その2) 出張所用の審査事項

省略			
主 な 掲 示 事 項	省略		
	事業 内容	居宅介護 【 身体介護（ 身体介護 通院介助） 家事援 助（ 家事援助 通院介助） 乗降介助】 重度訪問介護 行動援護	
	主た る対 象者	省略	
		重度訪問 介護	特定なし 加算対象者以外
		省略	
省略			
省略			

注 省略

別紙2～別紙14 省略

附 則

- この規則は、平成23年10月1日から施行する。
- この規則施行の際現に第2条の規定による改正前の障害者自立支援法施行細則様式第2号の規定により提出されている書類は、同条の規定による改正後の障害者自立支援法施行細則様式第2号の規定により提出された書類とみなす。